### 主 文

- 被告は、別紙目録(一)A、(一)B及び(二)記載の壁張地を製造し、譲渡 し、又は譲渡のために展示してはならない。
- 被告は、前項の壁張地を廃棄せよ。
- 被告は、見本張、カタログその他被告の宣伝広告用資料中、一項の壁張地を表 示した部分を削除又は抹消せよ。
- 四
- 訴訟費用は、被告の負担とする。 この判決は、仮に執行することができる。

### 事 実

第一 当事者の求めた裁判

請求の趣旨

- 明水の 主文同旨 二 <sup>詩光</sup> 請求の趣旨に対する答弁
- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、原告の負担とする。

当事者の主張

請求の原因

原告は、次の(一) 、(二)の意匠権(以下「本件意匠権(一)、(二)」と いい、その登録意匠を「本件登録意匠(一)、(二)」という。)を有している。

出願日 昭和五六年四月二七日

登録日 昭和五九年二月二九日登録番号 第六二六二〇九号

意匠に係る物品 壁張地

登録意匠の範囲 別紙意匠公報(一)表示のとおり

(二) 出願日 昭和五六年四月二七日

登録日 昭和五八年五月二三日

登録番号 第六〇六四四四号

意匠に係る物品 壁張地

登録意匠の範囲 別紙意匠公報(二)表示のとおり

- 2 本件登録意匠(一)、(二)の構成は、次のとおりである。
- 本件登録意匠(一)
- (1) 形状

紙によって裏打ちされた布製の平板な壁張地である。

(2) 模様

幅約二三ミリメートルの均一なレピートで形成された横縞模様を有し、横縞模様 を形成する線は、発泡状に隆起させたやや縦長の点状突起を、近接してほぼ規則的 に横に並べたものからなり、線の幅は、約二・五ミリメートルである。

地模様 イ

横縞模様を形成する線の間の地は、緯糸を太く、経糸を細くし、この経緯糸の太 さよりも大きい隙間のある目粗な布地(寒冷紗)に泥状顔料(塗布された状態にお いて光沢のない塗膜を形成する顔料配合物)を塗工したものであり、緯糸には、わずかな太さむらがランダムにあるため、これに塗工した泥状顔料にも、右の太さむ らによる付着むらを生じ、それが微妙な陰影を形成している。

横縞模様を形成する線は、淡いベージユ色であり、その線の間の地は、灰ベージ ユ色である。 (二) 本作

本件登録意匠 (二)

形状

裏打紙にパール顔料を配合したビニル樹脂組成物を塗工した平板な壁張地であ る。

(2)

ア 抽象模様

縦二四ミリメートル、横一五ミリメートルのやや下ぶくれの菱形内に納まる植物 風抽象模様を、プリントにより、三七度四五分の方向に、九七ミリメートルのレピ ートをもつて等間隔に散在させている。

地模様

右の抽象模様を散在させた地には、布目模様がエンボスされ、その布目模様中 に、長さ、太さともばらつきのある緯絣模様がほぼ均等に分布されている。

色彩

抽象模様の部分は、ベージユ色であり、地の部分は、パールトーンのアイボリー 色である。

- 3 被告は、業として、別紙目録(一)A、(一)B及び(二)記載の壁張地(以 下それぞれ「被告製品(一)A」、「被告製品(一)B」、「被告製品(二)」と いう。)を製造販売し、販売のために展示し、見本帳、カタログ等にこれらを表示 して配布している。仮に、被告は、現在、被告製品(一)A、(一)B及び(二) を製造販売していないとしても、将来、これを再開するおそれがある。 4 被告製品 (一) A、(一) B及び (二) の意匠 (以下それぞれ「被告意匠
- (一) A」、「被告意匠(一) B」、「被告意匠(二)」という。) の構成は、次 のとおりである。
  - 被告意匠(一)A
  - (1) 形状

紙によって裏打ちされた布製の平板な壁張地である。

模様 (2)

幅約二〇ミリメートルの均一なレピートで形成された横縞模様を有し、横縞模様 を形成する線は、発泡状に隆起させたやや縦長の点状突起を、近接してほぼ規則的に横に並べたものからなり、線の幅は、約二ミリメートルである。

地模様

横縞模様を形成する線の間の地は、緯糸を太く、経糸を細くし、この経緯糸の太 さよりも大きい隙間のある目粗な布地(寒冷紗)に泥状顔料を塗工したものであ り、緯糸には、わずかな太さむらがランダムにあるため、これに塗工した泥状顔料 にも、右の太さむらによる付着むらを生じ、それが微妙な陰影を形成している。

色彩 (3)

横縞模様を形成する線は、淡いベージユ色であり、その線の間の地は、灰ベージ ユ色である。

- 被告意匠(一)B (=)
- (1) 形状、模様は、被告意匠(一)Aと同じである。
- 色彩

横縞模様を形成する線は、乳白色であり、その線の間は、灰ベージユ色である。

- 被告意匠 (二) (三)
- 形状

裏打紙にパール顔料を配合したビニル樹脂組成物を塗工した平板な壁張地であ る。

(2) 模様

抽象模様

縦一六ミリメートル、横一五ミリメートルのやや下ぶくれの菱形内に納まる草花 風の抽象模様を、プリントにより、三五度五〇分の方向に、九五ミリメートルのレピートをもつて等間隔に散在させている。 イ 地様様

地模様

抽象模様を散在させた地には、布目模様がエンボスされ、その布目模様中に、長 さ、太さともばらつきのある緯絣模様がほぼ均等に分布されている。

色彩 (3)

抽象模様の部分は、ベージュ色であり、地の部分は、パールトーンのアイボリー 色である。

- 5 本件登録意匠(一)、(二)と被告意匠とを対比すれば、次のとおりである。
  - 本件登録意匠(一)と被告意匠(一)Aとの対比

形状 (1)

両意匠とも、紙によつて裏打ちされた布製の平板な壁張地である点において同一 である。

(2)

両意匠とも、一定幅の均一なレピートで形成された横縞模様を有する点におい て同一である。両意匠は、この一定幅が、本件登録意匠(一)では約二三ミリメー

トルであり、被告意匠(一) Aでは約二〇ミリメートルである点において相違する が、この程度の寸法の相違は、両意匠から生ずる美感に差異をもたらさない。

両意匠とも、横縞模様を形成する線が、発泡状に隆起させたやや縦長の点状突 起を、近接してほぼ規則的に横に並べたものからなる点において同一である。両意 匠は、この線の幅が、本件登録意匠(一)では約二・五ミリメートルであり、 被告意匠(一)Aでは約二ミリメートルである点において相違するが、この程度の

寸法の相違は、両意匠から生ずる美感に差異をもたらさない。

ウ 両意匠とも、横縞模様を形成する線の間の地は、緯糸を太く、経糸を細くし、 経緯糸の太さよりも大きい隙間のある目粗な布地 (寒冷紗) に、経緯糸によつて形 成される格子(升目)を埋めない程度に泥状顔料を塗工したものである点において 同一である。

エ 両意匠とも、緯糸には、わずかな太さむらがランダムにあるため、これに塗工 した泥状顔料にも、右の太さむらによる付着むらを生じ、それが微妙な陰影を形成 している点において同一である。

色彩 (3)

両意匠とも、横縞模様を形成する線は、淡いベージユ色であり、右の線の間の地 は、灰ベージュ色である点において同一である。

- (4) 右(1)ないし(3)によれば、被告意匠(一)Aは、本件登録意匠
- (一) に類似するものというべきである。
- 本件登録意匠(一)と被告意匠(一)Bとの対比
- (1) 形状及び模様については、右(一)に述べるところと同様である。
- 色彩

両意匠とも、横縞模様を形成する線の間の地は、灰ベージュ色である点において 同一である。また、右の線は、本件登録意匠(一)では淡いベージユ色であり、被 告意匠(一)Bでは乳白色である点において相違するが、この程度の色彩ないし明 度の相違は、両意匠から生ずる美感に差異をもたらさない。

- (3) 右(1)及び(2)によれば、被告意匠(一) Bは、本件登録意匠(一) に類似するものというべきである。 (三) 本件登録意匠(二)と被告意匠(二)との対比

  - 形状

両意匠とも、裏打紙にパール顔料を配合したビニル樹脂組成物を塗工した平板な 壁張地である点において同一である。

(2)

ア 両意匠とも、やや下ぶくれの菱形内に納まる植物風抽象模様を、プリントによ り、一定角度の方向に、一定幅のレピートをもって等間隔に散在させている点にお いて同一である。なお、両意匠は、抽象模様が納まるやや下ぶくれの菱形の寸法が、本件登録意匠(二)では、縦二四ミリメートル、横一五ミリメートルであるのに対し、被告意匠(二)では、縦一六ミリメートル、横一五ミリメートルである 点、及び右の抽象模様を等間隔に散在させる角度とレピート幅が、本件登録意匠 (二) では、三七度四五分と九七ミリメートルであるのに対し、被告意匠 (二) で 三五度五〇分と九五ミリメートルである点においてそれぞれ相違するが、この 程度の寸法及び角度の相違は、両意匠から生ずる美感に差異をもたらさない。 イ 両意匠は、抽象模様を散在させた地に布目模様がエンボスされている点、及び その布目模様の中に、長さ、太さともばらつきのある緯絣模様がほぼ均等に分布さ れている点においても同一である。

(3) 色彩

両意匠とも、抽象模様の部分は、ベージユ色であり、地の部分は、パールトーン のアイボリー色である点において同一である。

- 右の(1)ないし(3)によれば、被告意匠(二)は、本件登録意匠
- (二) に類似するものというべきである。
- 6 以上のとおり、被告意匠(一)A、(一)B及び(二)は、本件登録意匠(一)、(二)にそれぞれ類似し、しかも、被告製品(一)A、(一)B及び(二)は、本件登録意匠(一)、(二)に係る物品と同一の壁張地であるから、前記3の被告の行為は、本件意匠権(一)、(二)を侵害するものである。
- 7 よって、原告は、被告に対し、本件意匠権(一)、(二)に基づき、 (一) A、(一) B及び(二) の製造譲渡、又は譲渡のための展示の差止め並びに被告が所有する被告製品(一) A、(一) B及び(二) の廃棄及び被告が所有する 見本帳、カタログその他の宣伝広告用資料中の被告製品(一)A、(一)B及び

- (二) を表示した部分の削除又は抹消を求める。
- 二 請求の原因に対する認否
- 1 請求の原因1は認める。
- 2 同2(一)は、(1)、(2)アのうち、横縞模様であるとの点、点状突起が 縦長で近接してほぼ規則的に横に並べたものからなるとの点、(2)イのうち、緯 糸を太く経糸を細くしとある点及び緯糸にはわずかな太さむらがランダムにあるた め、
- これに塗工した泥状顔料にも右の太さむらによる付着むらを生じとする点並びに(3)は否認し、その余の事実は認め(原告のいう「微妙な陰影」は、それが地の味わいの深み又は重厚さを意味するものとして認める。)、同2(二)は、(1)を否認し、その余の事実は認める。
- 3 同3のうち、被告が、業として、被告製品(一)A、(一)Bを昭和六〇年四月九日から同六一年一月三一日まで、被告製品(二)を同六〇年四月九日から同六一年六月一九日までそれぞれ製造販売し、販売のために展示し、見本帳、カタログ等にこれらを表示して配布したことは認め、その金の事実は否認する。
- 等にこれらを表示して配布したことは認め、その余の事実は否認する。 4 同4(一)のうち、(1)及び(2)アは認め、その余の事実は否認し、同4 (二)のうち、(1)の右4(一)の(1)及び(2)アに対応する点は認め、その余の事実は否認し、同4(三)のうち、(2)アの「やや下ぶくれの菱形内」とある点は否認し、その余の事実は認める。
- 5 同5は争う。
- 6 同6のうち、被告製品(一)A、(一)B及び(二)が本件登録意匠(一)、 (二)に係る物品と同一の壁張地である点は認め、その余は争う。
- 三 被告の主張
- 1 本件登録意匠(一)、(二)の構成は、次のとおりである。
- (一) 本件登録意匠(一)、(二)の形状

本件登録意匠(一)の意匠登録出願の「意匠の説明」の欄には、「添付見本は、幅(横方向)が約九六cmで、長さ方向に連続する意匠に係る物品(壁張地)から幅方向に約一八・〇cm、長さ方向に約二〇・三cm切り取つたものである。」と、また、本件登録意匠(二)の意匠登録出願の願書の「意匠の説明」の欄には、「添付見本は、幅(横方向)が約九六cmで、長さ方向に連続する意匠に係る物品(壁張地)から幅方向に約三〇・〇cm、長さ方向に約二四・〇cm切り取ったものである。」と記載されている。したがって、本件登録意匠(一)、(二)は、長さ方向には無限に連続するが、幅方向には九六cmの長さで完結する形状の壁張地の意匠である。

(二) 本件登録意匠(一)

(1) 模様

アニ縞模様

本件登録意匠(一)の縞模様は、縦縞模様であって、原告が主張するような横縞模様ではない。すなわち、登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した見中により現された意匠に基づいて定めなければならないところ、本件登録意匠(一)の意匠登録出願の願書に添付した図面代用見本は、台紙上に、その凸点縞模様が縦方向に表れるように貼付されている。また、昭和五九年五月二六日発行の不養所では、本件登録意匠(一)の縞模様としてよりによりには、本件登録意匠(一)の縞模様に訂正した。ところで、打正されていたが、特許庁は、右意匠公報を縦構模様に訂正した。ところで、訂正されていたが、特許庁は、右意匠公報を縦構を正式で、訂正さまれている。に公報によると、右の縦縞模様に前にした。ところで、正で主張されていると、右の縦縞模様は、原告が請求の原因2(2)アで起いたする線は、を形成されており、で形成されており、また、この縦横を形成する線は、をなり、で形成されており、また、この縦横を形成する線は、をもしてがであったり、で表に立て、で変起は、をもしがであったり、で表にないて表して、この突起は、左右の長さが不規則であったり、一個の対象を集せして、このとり、その上面ができなくなって突起と変起とが完全に密着したりまるなど、全体として極めて不規則な凸点列を構成している。

本述、全体として極めて不規則な凸点列を構成している。

本述を表にないて、原告が完全に密着したり、を体として極めて不規則な凸点列を構成している。

地模様の構成は、「緯糸」を「経糸」と読み替えるほかは、請求の原因2(一)(2)イのとおりであるが、経糸(縞と同一方向)は、緯糸の倍近い太さを持ち、わずかに左右にゆれを示す線を形成し、また、これに粘着性のある泥状顔料が塗工されているため、経糸と緯糸とに囲まれた升目が半ば埋められた感じになっている。

(2) 色彩

縦縞模様は、明るいベージユ色であり、地模様は、やや暗いベージユ色である。

本件登録意匠(二) (三)

模様及び色彩については、請求の原因2(二)(2)及び(3)のとおりである が、抽象模様の構成を更に正確に述べると、次のとおりである。

- 抽象模様は、上中下の三つの部分から構成されている。すなわち、 は、ほぼ正三角形に積み上げた丸い草の実を思わせる小さな玉七個からなり、中部は、開いた扇状の葉を思わせるものであり、下部は、葉を付けた紅葉の小枝三本を右、左及び中央にそれぞれ一本ずつ下向きに垂らした形を示している。また、抽象模様は、傾きの違いによる二通りのものがあって、下部中央の小枝がやや右下方に 傾いている方の模様は、上部の草の実からなる頂点が右上方に傾いており、下部中 央の小枝がやや左下方に傾いている方の模様は、上部の草の実からなる頂点が左に 傾いており、いずれも、模様全体の均衡が保たれている。更に、抽象模様は、中部 の扇状の葉を支持点として、上部は上方に伸び、下部は下方に向かって垂れ下が り、上下の均衡感に工夫がされている。
- (2) 抽象模様の散在のさせ方は、右(1)の二通りの模様のうち、一方の模様 を並べた列と他方の模様を並べた列とが交互に配列され、全体における均衡感を作 出している。
- 2 本件登録意匠(一)、(二)の要部は、公知意匠を参酌すると、次のとおりと なる。
- (-)
- 本件登録意匠 (一) 本件登録意匠 (一) の意匠登録出願前の公知意匠 (1)

ア 寒冷紗を紙地に接着し、この寒冷紗面にベージュ色の顔料を塗布した素地を壁張地として使用したものは、被告が昭和五二年四月から販売しており、また、被告 発行の商品見本帖であるサンゲツ総合壁装材見本帖七七―七九年版(乙第二号証の ーないし四)に記載されている。

- イ 寒冷紗の素地上に、発泡手段によって模様を構成している壁張地は、被告が昭 和五六年四月一四日から販売しており、また、被告発行の商品見本帖であるサンゲ ツ総合壁装材見本帖ハーーハ三年版 (乙第三号証の一ないし三) に記載されてい
- 返し、縦縞模様に構成したものは、壁張地と類似する物品である薄織物地について 知られており、例えば、フランスのクロード・フレール社が一八九七年に蒐集した 薄織物見本集(乙第四号証の一ないし四)の中にある。
  - 本件登録意匠(一)の要部

ア 比較的太めの経糸と、これより細めの緯糸からなる織地を、粘着性のある泥状顔料を塗工して滑らかにし、かつ、この織地全体を暗いべージュ色に着色した地模様を有ること。

- 右の地模様上に、明るいベージュ色に着色され、やや隆起した横長の粒状凸点 が、縦方向に、左右の長さを不規則にしたり、上下の間隙を埋めて連続させたり、 上面を不規則な平面にして丸みを失わせたり、一個の粒状凸点が場合により二個又 は三個に分裂させたりしつつ、細幅帯列を形成し、この帯列間隔を約二三ミリメー トルとして繰返し構成した縦縞模様を有すること。 ウ 右のア、イのとおり、地と細幅帯列がベージュの同系色であることは、抑制さ
- れた落着きを審美効果とし、また、細幅帯列が点の連続ではなく、むしろ、接着して線そのものになっていること、経糸が緯糸に比べて太めであること、粘着性のあ る泥状顔料が升目を埋めて織地の目の密度を深め、その表面を滑らかにしているこ との三点は、相乗して重厚さと豊かさを審美効果として示している。
  - 本件登録意匠(二)
  - 本件登録意匠(二)の意匠登録出願前の公知意匠

ア シケ調模様の合成樹脂地(長さや太さが不均一の無数の横筋のあるもの)にアイボリー色の顔料を塗布した素地を壁張地として使用したものは、被告が昭和五〇年五月六日から販売しており、また、同日発行の被告の商品見本帳(乙第五号証の ーないし三)に記載されている。

イ シケ調のみからなる壁張地は、訴外株式会社小川商店(商標名リバコ)が昭和 五五年から販売しており、また、同訴外会社が同年に発行、頒布した見本帳である 八〇~八一年Ribaco壁装・ブレーン(乙第六号証の一ないし三)に記載され ている。

ウ 素地に、素地の色彩より濃い抽象的な草花模様が千鳥状に等間隔をおいて左右 交互に配置されているものは、被告が昭和四七年以来販売しており、また、訴外株 式会社ドムスが昭和五六年一月二〇日から販売している(乙第七号証の一、二、第 八号証の一ないし四)。

本件登録意匠(二)の要部

長さや太さが不均一の凹凸状の無数の横筋を表したシケ調模様で、パール調ア

イボリー色に着色した地模様を用いていること。 イ 地模様上に、ベージュ色に着色した下ぶくれの仮想菱形に納まる抽象的な植物 模様を配し、その配列方法は、植物模様の上部の上向き方向を左右交互に変えて、 左右三七度四五分の方向に、九七ミリメートルの間隔で散列させていること。 右の植物模様は、上中下の三部からなり、上部は、草の実風の小さな玉七個を ほぼ正三角形に積み上げたもの、中部は、上に向けて開いた扇状の植物の葉で、葉 の先端に数個のぎざぎざがあるもの、下部は、紅葉の細い若枝を思わせる三本の小 枝を、中部の扇状の取つ手を基点として三方向に、かつ、下向きに垂らしているも のである。植物模様のうち、下部中央の小枝の先端が右方向に垂れているものにあ つては、上部の草の実の最上端が右上方に傾けられ、また、下部中央の小枝の先端 が左方向に垂れているものにあつては、上部の草の実の先端が左上方に傾けられて

いる。 3 被告意匠(一) A、(一) B及び(二) の構成は、次のとおりである。

形状 (1)

形状は、請求の原因4(一)(1)のとおりであるが、壁張地のような平面的な長尺物として製造される物品には、物品固有の一定の形状はあつても、創作の対象 となるような形状はない。したがつて、被告意匠(一)Aも、壁張地という物品と しての一定の形状を有しているだけである。

(2) 模様

縞模様

編模様は、請求の原因4(一)(2)アのとおりであるほか、隆起部分の上面が 卵のような丸みを帯びていること、隆起部分が次の隆起部分と癒着、接続していないこと、隆起部分が二分して中心線を形成したり、それが複雑に三分裂したりして いないことも、特徴となっている。

イー地模様

縞模様の間の地は、経緯糸よりも大きい隙間のある目粗な布地(寒冷紗)に水状 顔料を塗工したものであり、緯糸と経糸の太さは同一で、太さむらがなく、水状顔 料を使用しているので、顔料の付着むらもなく、升目は深く切れていて、微妙な陰 影もない。

(3)

地は、明るいベージュ色であり、縦縞模様は、ベージュ調のピンク色である。

被告意匠(一)B (=)

(1) 形状及び模様は、被告意匠(一)Aと同じである。

(2) 色彩

地は、暗いベージュ色であり、縦縞模様は、白色である

被告意匠(二) (三)

請求の原因4(三)のうち、(2)アの「下ぶくれの菱形内」とあるのを「下ぶくれの逆五角形」とするほかは、請求の原因4(三)のとおりである。なお、右の ほか、抽象模様は、上中下の三つの部分からなり、上部は、つりがね風の花弁を思 わせるものを二個下向きに振り分けているもの、中部は、木の葉六枚を下向きに並 べたもの、下部は、三本の紅葉の小枝を思わせるものが左中右に下向きに垂れ下が っているものである。右の下部中央の小枝は、すべてやや右下方に垂れており、ま た、模様のすべてが同一方向の傾きで散在している。

4 本件登録意匠(一)、(二)と被告意匠(一)A、(一)B及び(二)とを対 比すれば、次のとおりである。

対比のための観察距離

本件登録意匠(一)、(二)と被告意匠(一)A、(一)B及び(二)とを対比 するに当たつては、次の理由により、いずれも四〇ないし五〇センチメートル離れ た位置から観察して類否の判断をすべきである。すなわち、壁張地は、当業者が、 物品自体又は見本帳を眼から四〇ないし五〇センチメートル離れた距離で見比べて 選択する物品であること、本件登録意匠(一)、(二)の意匠登録出願の審査をし た特許庁の審査官は、一定の大きさに制限された、願書に添付した図面代用見本 を、他の意匠図面又は見本などとともに、所定の審査用ラックに立てて並べ、四〇 ないし五〇センチメートル離れた距離から観察して公知意匠との類否判断をしてい るのであるから、裁判官の行う類否判断のための観察距離も右と同様に考えるべき である。

- $(\Box)$ 本件登録意匠(一)と被告意匠(一)Aとの対比
- (1) 本件登録意匠(一)は、縞模様が縦縞であるのに対し、被告意匠(一)Aは、縞模様が横縞であるところ、縦縞は、縞の線が強調され、多数の縦の線の醸し出す整序感に特徴があるが、横縞は、線の長さが制限され、多数の短い横線が並列出す整序感に特徴があるが、横縞は、線の長さが制限され、多数の短い横線が並列 したことによる整序感に特色があるから、両意匠は、全く異なった審美感を発揮し ている。また、本件登録意匠(一)は、縞模様の線の幅及び線と線の間隔が被告意 匠(一)Aのそれらよりも広い。更に、本件登録意匠(一)は、右の縞模様の線を 構成する凸点が多くの箇所で相互に癒着し、凸点と凸点との間隔はほとんどなく、 -つずつの凸点の左右の長さが不規則であつたり、凸点と凸点との間を埋めて連続 させたり、凸点の上面を不規則な平板にして丸みを失わせたり、一つの凸点が二個 又は三個に分裂したりしているのに対し、被告意匠(一) Aは、凸点は砕けておら ず、丸みを帯び、間隔も確実に空けられて相互に癒着していない。その結果、本件 登録意匠(一)は、重厚で落ち着いた審美感を打ち出しているのに対し、被告意匠 (一) Aは、簡明で淡白な審美感を生じさせている。
- 本件登録意匠(一)は、地模様の布地の経糸が緯糸の倍近い太さであり、 しかも、太さむらが顕著に認められ、また、ここに粘着性のある泥状顔料が塗工されているため、升目が浅くなり、糸自体の持つ鋭い感覚が抑制されており、そのため、地全体が落ち着いた重厚性を持ったものとなっている。これに対して、被告意匠(一) Aは、地模様の布地の経緯糸が、ともにほぼ同一の太さであり、のなり、 釈度の高い水状塗料が塗工されているので、升目の切れが新鮮で深く、そのため、本件登録意匠(一)に比し、新鮮、軽快、淡白なものとなつている。 (3) 本件登録意匠(一)は、地と縞とが同系色であるのに対し、被告意匠
- (つ) Aは、そうではなく、異色間コントラストが主要な美感を生起させている。 (4) 以上のとおり、本件登録意匠(一)は、重厚、落付き、豊かさを感じさせるものであるのに対し、被告意匠(一)Aは、軽快、新鮮、淡白さを感じさせるものであつて、両意匠は、美感を異にするものである。 (三) 本件登録意匠(一)と被告意匠(一)Bとの対比
  - 五/ 右(二)と同様である。
- (四) 本件登録意匠(二)と被告意匠(二)との対比 (1) 本件登録意匠(二)は、抽象模様の全体の形状が菱形であり、その上部が 頂点を上にして植物の丸い実を三角形に積み上げたもの、中部が要を下にした扇形 の植物の葉を思わせる図形を配したものであるのに対し、被告意匠(二)は、抽象 模様の全体の形状が下ぶくれの逆五角形であり、その上部がつりがね風の花弁を思 わせるものを二個下向きに振り分けたもの、中部が木の葉六葉を下向きに並べたも
- のであつて、両意匠は、全く異なる模様である。 (2) 本件登録意匠(二)は、抽象模様の上部先端の一個の草の実が右に傾いて いるものは下部中央の小枝も右に、上部先端の草の実が左に傾いているものは下部中央の小枝も左にそれぞれ傾き、これによって均衡を保つているばかりでなく、この右と左に傾いている模様を交互に配列しているのに対し、被告意匠(二)は、抽
- 象模様のすべてが同一であつて、傾きの異なるものはない。 (3) 全体として、本件登録意匠(二)は、上下左右の均衡、全体の配列におけ る均衡に特徴があり、審美感としては堅実で「実り」を感じさせる。一方、被告意匠(二)は、審美感としては優美さで「花」を感じさせるものであり、したがつ て、両意匠は、美感を異にする。
- 以上のとおり、被告意匠(一)A、(一)B及び(二)は、本件登録意匠 (二)に類似しない。 (五)
- 四被告の主張に対する原告の反論

1 (一) 被告の主張 1 (一) について 本件登録意匠(一)、(二)は、いずれも意匠に係る物品を「壁張地」として登録されているものであつて、壁張地であることのほかには、その形状について限定 が加えられていない。被告が主張する願書の記載は、見本を採取した物品の説明を したものにすぎず、これにより、「意匠に係る物品」の形状が限定されるものでは ない。

## 被告の主張1(二)について

本件登録意匠(一)の意匠登録出願の願書の「意匠の説明」の欄には、被告の主 張1(一)において被告が主張するとおり記載されているところ、願書添付の見本 は、縞を横縞として計測してみた場合に、右記載のとおり、幅方向(左右)の長さ が約一八・〇センチメートル、長さ方向(上下)の長さが約二〇・三センチメート ルとなるから、本件登録意匠(一)の縞模様は、横縞であることが明らかである。 また、本件登録意匠(一)の横縞模様を形成する線を構成する点状突起は、発泡状 に隆起させたものであるため、発泡という現象の不規則性により、突起の大きさが やや不揃いになり、部分的には隣の突起とその一部において接触するものも生じて いるが、突起がやや縦長の点状の形状を有することは右の接触を生じている部分に おいても認めることができ、点状突起の隆起自体は規則的である。更に、点状突起の上面に、それを横切るような形で線状のかすかな凹部が一つ又は二つ形成されて いるが、この部分で突起が分裂したり、分かれたりしているわけではなく、上下に つながつて一つの点状突起を形成していることに変わりはない。更にまた、本件登 録意匠(一)の経緯糸の形成する升目が半ば埋められているということはない。す なわち、織地表面に塗工された顔料の塗布量は、経緯糸と空隙部分との間の凹凸を 埋めない程度の微量であり、その塗工面には織地の経糸と緯糸とが交叉して構成し ている格子(升目)がそのまま顔料に塗り潰されずに表れているのである。 2 (-) 被告の主張2(一)について

被告が被告の主張2(一)(1)ア及びイにおいて主張する被告発行の商品見本 帖記載の意匠は、意匠に係る物品が壁張地であるとしても、いずれも模様及び色彩 並びにそれらの結合の点において、本件登録意匠(一)と類似するところがないから、これらが本件登録意匠(一)の意匠登録出願前に公知であったとしても、本件 登録意匠(一)の範囲を定めるうえにおいて、何らの意味も有するものではない。 また、被告が被告の主張2(一)(1)ウにおいて主張する意匠は、壁張地なる物 品に係るものではないから、その点で何らの意味も有しない。更に、 るクロード・フレール社の薄織物見本集は、同社の社内での保存用資料として収集 保存されたものであつて、刊行物ではないから、それをたまたま被告が手に入れたとしても、そのことによつて、その意匠が「日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」となるはずもない。以上によれば、被告の主 張する各「公知意匠」によつて、本件登録意匠(一)の範囲が何らかの限定を受け ることにはならない。

二) 被告の主張2(二)について 被告が被告の主張2(二)(1)ア、イ及びウにおいて主張する各意匠は、意匠 に係る物品が壁張地であるとしても、いずれも模様及び色彩並びにそれらの結合の 点において、本件登録意匠(二)と類似するところがないから、これらが本件登録 意匠(二)の意匠登録出願前に公知であったとしても、本件登録意匠(一)の範囲を定めるうえにおいて、何らの意味も有するものではない。したがつて、被告の主張する各意匠によつて、本件登録意匠(二)の範囲が何らかの限定を受けることに はならない。

## 被告の主張3について

被告意匠(一)A及び(一)Bにおいても、横縞模様を形成する点状突起は、部 分的に隆起凸点相互間に接触を生じており、また、隆起部分の上面の緯糸の直上の部分においては、線状のかすかな凹部を生じていて、一つ一つの形態に乱れが見られる。また、被告意匠(一) A及び(一) Bにおいても、地模様の緯糸は経糸より も太く、緯糸に毛羽立ちがあつて、その部分に顔料の付着むらが生じている。 被告の主張4(一)について

壁張地については、看者は、ある程度(二、三メートルないし五、六メートル) 離れた距離から眺めて、その美感を感得するものである。したがつて、壁張地の意 匠の類否判断は、右の距離をおいて観察した場合に、美感上差異が認められるか否 かの見地からされなければならず、模様における細部の形、寸法、角度又は繰返しの数などの多少の相違は、美感上差異として認識されないものというべきである。 被告の主張は、法規上も特許庁の内規上も、何ら根拠を見出すことのできないもの である。壁張地の取引形態や使用形態に照らせば、右の距離をもって観察を行うべ きである。

# 被告の主張4(二)について

本件登録意匠及び被告意匠(一)Aは、いずれも横縞模様の点状突起の隆起自体 は規則的であるが、発泡という現象の不規則性により、突起の大きさがやや不揃い となり、部分的には隣の突起とその一部において接触するものを生じている点において共通であり、また突起の上に生ずる線状の凹部も共通に見られるところである。ただ、点状突起が相互に接触している度合は、

(三) 被告の主張4(三)について

「本件登録意匠(一)と被告意匠(一)Bとの対比については、右(二)のうち、「ピンク」とあるのを「白」とするほかは、右(二)に述べるとおりである。 (四) 被告の主張4(四)について

# 理 由

一 原告が本件意匠権(一)、(二)を有することは、当事者間に争いがない。そして、被告が、被告製品(一)A、(一)Bを昭和六〇年四月九日から同六一年で月一九日まで、被告製品(二)を同六〇年四月九日から同六一年六月一九日まで、被告製品(二)を同六〇年四月九日から同六一年六月一九日までもれぞれ製造販売し、販売のために展示し、見本帳、カタログ等にこれらを表示していることについて争いのない別紙目録(一)A、(一)A、(二)を表示するものであることについて争いのない別紙目録(一)A、(のおり、の記載並びに被告発行の見本帳の一部であることについて争いのよいのと認められ、以上の事実に弁論の全趣旨を総合すると、版告は、右の期間以降も、被告製品(一)A、(一)B及び(二)を製造販売し、を表示していることが認められ、以上の事実に弁論の全趣旨を総合すると、版告は、右の期間以降も、被告製品(一)A、(一)B及び(二)を製造販売し、のために展示し、見本帳、カタログ等にこれらを表示して配布するおそれがあるのと認められ、他に右認定を覆すに足りる証拠はない。

二 そこで、本件登録意匠(一)と被告意匠(一)A及び(一)B、本件登録意匠 (二)と被告意匠(二)との類否について以下判断する。

1 まず、本件登録意匠(一)の構成について検討するに、成立に争いのない甲第

一号証及び第六号証並びに乙第一号証の一、第九号証の一、二及び第一一号証によれば、本件登録意匠(一)の構成は、次のとおりであると認められる。

(一) 形状

紙によつて裏打ちされた布製の平板な壁張地である。

(二) 模様

(1) 縞模様

幅約二三ミリメートルの間隔をおいた横縞模様を有し、横縞模様を形成する線は、やや縦長の隆起させた点状突起を、近接させて横に並べたものからなり、この突起は、個々の形状にやや不規則なものもあり、部分的には隣接する突起と接触しているものもあるが、概ね直線に近い一本の線を構成しうる程度の規則的な並べ方となつている。この突起の縦長方向の長さ、すなわち、線の幅は、約二ないし三ミリメートルである。

(2) 地模様

横縞模様を形成している線の間の地は、網の目状の隙間のある目粗な布地 (寒冷紗) に顔料を塗工したものであり、その隙間は、経糸とそれよりも太い緯糸によつて、その経緯糸の太さよりも大きい升目となつている。また、緯糸にはわずかな太さむらがある。

(三) 色彩

横縞模様を形成する線は、光沢のある明るいベージュ色であり、地模様は、光沢のないやや暗いベージュ色である。

被告は、被告の主張1(一)において、本件登録意匠(一)の意匠登録出願の願 書の「意匠の説明」の欄の記載を引用し、右記載によれば、本件登録意匠(一)は、長さ方向に無限に連続するが、幅方向には九六センチメートルの長さで完結する形状の壁張地の意匠である旨主張するところ、前掲甲第六号証によれば、本件登録意匠(一)の意匠登録出版の歴史の言葉の言葉の意思、の間には、特性が記しまれば、本件登録を属し、 録意匠(一)の意匠登録出願の願書の「意匠の説明」の欄には、被告が引用すると おり記載されていることが認められるが、右記載内容によれば、そこには、願書添 付の図面代用見本がどのような物品から切り取られたものであるかが説明されてい るにすぎないことが認められ、右事実から本件登録意匠(一)の形状が被告の主張するように限定されるものということはできず、したがつて、被告の右主張は、採用することができない。また、被告は、本件登録意匠(一)の縞模様は、縦縞模様 であつて、横縞模様ではない旨主張するが、本件登録意匠(一)の意匠登録出願の 願書の「意匠の説明」の欄には、被告が被告の主張1(一)において引用するとお り記載されており、そこには、願書添付の図面代用見本がどのような物品から切り 取られたものであるかが説明されていることは、右認定のとおりであつて、右説明 に従つて願書添付の図面代用見本を計測してみると、約一八・〇センチメートル× 約二〇・三センチメートルの長方形の約一八・〇センチメートルの辺が幅(横)方 向であり、したがつて、その縞模様は、横縞模様であることが認められる。この点に関して、被告は、右の図面代用見本は、台紙上に、その凸点縞模様が縦方向に表れるように貼付されており、また、特許庁は、「意匠公報の訂正」により、意匠公報がは特になっており、また、特許庁は、「意匠公報の訂正」により、意匠公報がは特になっており、また、特許庁は、「意匠公報の訂正」により、意匠公報がは特になっている。 報を縦縞模様に訂正したものであるところ、右事実によると、本件登録意匠(一) の縞模様は縦縞模様である旨主張するが、前認定の願書の記載及び願書添付の図面 代用見本によると、意匠の構成は横縞模様であるのに、図面代用見本はその構成と は異なった方向に貼付されているにすぎないことが認められるから、図面代用見本の貼付の仕方から縞模様は縦縞模様であるとすることはできず、また、前掲甲第一号証、第六号証及び乙第九号証の一、二によると、本件登録意匠(一)の訂正前の意匠公報(昭和五九年五月二六日発行)には、登録意匠が願書添付の図面代用見本 の向きと異なつて記載されていたため、願書の記載に合わせるため、これを訂正 登録意匠の向きを願書添付の図面代用見本の向きに合わせるとともに、訂正前 の意匠公報の説明文を削除し、そこに願書の「意匠の説明」の欄の記載をそのまま 記載する内容の意匠公報の訂正がされ、その旨の意匠公報(別紙意匠公報(一)) が発行されたことが認められ、右認定の事実によると、訂正後の意匠公報の内容 は、右願書の内容と同様であつて、その記載によると、縞模様は横縞模様であると認められることは、前説示のとおりであるから、右意匠公報の訂正の事実から縞模 様は縦縞模様であるということもできない。したがつて、被告の右主張は、いずれ も採用の限りでない。

2 次に、本件登録意匠(二)の構成について検討するに、成立に争いのない甲第三号証、第七号証、乙第一号証の二、第一〇号証の一、二、第一二号証及び弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる甲第一六号証によれば、本件登録意

匠(二)の構成は、次のとおりであると認められる。

形状

裏打紙に顔料を配合したビニル樹脂組成物を塗工した平板な壁張地である。

模様

## (1)抽象模様

縦約一九ミリメートル、横約一五ミリメートルのやや下ぶくれの略菱形内に納まる植物風の抽象模様が、一つの模様からみて他の模様が約三七度四五分の角度の斜 め上方に位置する形で等間隔に散在させてプリントされている。この間隔は、模様 の中心から直近(斜め横)の模様の中心までが約九七ミリメートルである。右の抽 象模様は、上中下の三つの部分から構成され、上部は、ほぼ正三角形に積み上げら れた小さな丸い玉七個、中部は、要を下にして開かれた扇形の葉を模したもの、下 部は、右の要の部分から三本の枝様のものが左右と中央にそれぞれ下向きに垂らさ れており、中央の枝様のものがやや右に傾いているものと左にやや傾いているもの からなつている。

## (2) 地模様

抽象模様を散在させた地には、布目模様を浮き出させ、その布目模様中に、長 さ、太さともばらつきのある緯絣模様がほぼ均等に分布されている。

抽象模様の部分は、ベージユ色であり、地の部分は、パール調のアイボリー色で

被告は、被告の主張 1 (一)において、本件登録意匠(二)の意匠登録出願の願書の「意匠の説明」の欄の記載を引用し、右記載によれば、本件登録意匠(二)は、長さ方向には無限に連続するが、幅方向には九六センチメートルの長さで完結する形状の壁張地の意匠である旨主張するところ、前掲甲第七号証によれば、本件で発見を展している。 登録意匠(二)の意匠登録出願の願書の「意匠の説明」の欄には、被告が引用する とおり記載されていることが認められるが、右記載内容によれば、そこには、願書 添付の図面代用見本がどのような物品から切り取られたものであるかが説明されて いるにすぎないことが認められ、右事実から本件登録意匠(二)の形状が被告の主 張するように限定されるものということはできず、したがつて、被告の右主張は、採用することができない。

- 被告は、本件登録意匠(一) (二) の意匠登録出願前の公知意匠が記載され 3 被告は、本件登録意匠(一)、(二)の意匠登録出願前の公知意匠が記載されているとする商品見本帳等の乙号各証を挙示して、右公知意匠を参酌すると、本件登録意匠(一)、(二)の要部は被告の主張2(一)(2)及び2(二)(2)の とおりである旨主張するところ、被告が挙示する商品見本帳等の乙号各証が被告の 主張するとおりのものであるとしても、右の乙号各証の記載に照らし、被告が主張 するような限定的な構成に本件登録意匠(一)、(二)の要部があると認めること は困難であり、したがつて、被告の右主張は、採用することができない。 4 次いで、被告意匠(一)A、(一)B及び(二)の構成について以下検討す
- 被告意匠(一)Aを表示するものであることについて争いのない別紙目録 (-)(一) Aの記載及び被告発行の見本帳の一部であることについて争いのない検甲第 三号証によれば、被告意匠(一)Aの構成は、次のとおりであると認められる。 (1)

紙によって裏打ちされた布製の平板な壁張地である。

(2) 模様

形状

# 縞模様

幅約二〇ミリメートルの間隔をおいた横縞模様を有し、横縞模様を形成する線 は、やや縦長の隆起させた点状突起を、近接させて横に並べたものからなり、この 突起は、個々の形状にやや不規則なものもあり、部分的には隣接する突起と接触し ているものもあるが、概ね直接に近い一本の線を構成しうる程度の規則的な並べ方 となつている。この突起の縦長方向の長さ、すなわち、線の幅は、約二ないし三ミ リメートル前後である。

#### 地模様 イ

横縞模様を形成している線の間の地は、網の目状の隙間のある目粗な布地(寒冷 紗)に顔料を塗工したものであり、経糸とそれよりも太い緯糸によつて形成された 右の隙間は、経緯糸の太さよりも大きい升目となつている。また、緯糸にはわずか な太さむらがある。

色彩 (3)

横縞模様を形成する線は、光沢のあるピンク色調の明るいベージュ色であり、地模様は、光沢のない明るいベージュ色である。

- (二) 被告意匠(一) Bを表示するものであることについて争いのない別紙目録(一) Bの記載、被告物件(一) Bの現物見本であることについて争いのない検甲第一号証及び前掲検甲第三号証によれば、被告意匠(一) Bの構成は、次のとおりであると認められる。
  - (1) 形状及び模様は、被告意匠(一)Aの形状及び模様と同様である。
  - (2) 色彩

横縞模様を形成する線は、多少の光沢のある白色であり、地模様は、光沢のない やや暗いベージユ色である。

(三) 被告意匠(二)を表示するものであることについて争いのない別紙目録 (二)の記載、被告製品(二)の現物見本であることについて争いのない検甲第二 号証、前掲検甲第三号証、被告意匠(二)の模様の配列の位置関係を明らかにした ものであることについて争いのない検乙第四号証及び弁論の全趣旨により真正に成 立したものと認められる甲第一七号証によれば、被告意匠(二)の構成は、次のと おりであると認められる。

(1) 形状

裏打紙にパール顔料を配合したビニル樹脂組成物を塗工した平板な壁張地である。

(2) 模様 ア 抽象模様

縦約一九ミリメートル、横約一五ミリメートルの下ぶくれの略菱形内に納まる草花風の抽象模様が、本件登録意匠(二)の場合と同じ意味において約三五度五〇分の角度をもつた方向に等間隔に散在させてプリントされている。この間隔は、模様の中心から、直近(斜め横)の模様の中心までが約九五ミリメートルである。右の抽象模様は、上中下の三つの部分からなり、その上部は、つりがね風の花弁を思わせるものを二個下向きに振り分けているもの、中部は、木の葉六枚を下向きに並べたもの、下部は、三本の紅葉の小枝を思わせるものが左中右に下向きに垂れ下がつているものである。下部中央の小枝は、すべて右下方に垂れており、また、模様のすべてが同一方向の傾きで散在している。

抽象模様を散在させた地には、

布目模様を浮き出させ、その布目模様中に、長さ、太さともばらつきのある緯絣模様がほぼ均等に分布されている。

(3) 色彩

抽象模様の部分は、ベージユ色であり、地の部分は、パール調のアイボリー色である。

- 5 そこで、以上認定の本件登録意匠(一)、(二)の構成並びに被告意匠(一) A、(一)B及び(二)の構成に基づいて両意匠の類否について検討する。 (一)原、被告は、それぞれ類否判断のための観察距離について主張するが、本件登録意匠(一)、(二)に係る物品が壁張地であることに照らすと、観察きさい。すなわち、取引者又は需要者は、壁張地の取引に関与する場合、見本を選け、まなわち、取引者又は需要者は、壁張地の取引に関与する場合、見本を選択は現物見本を手にとり、その模様や色彩等を眺めることとのて壁張地を選択によるでものと思料されるところ、その場合でも、これが居室等の壁に表がありうるものと思料されるところ、その場合でもがにことを張したがありると考えられ、また、壁に張り付けられて展示された壁にえばであることもありうしながら眺めて選択することともありるものと解する。
  - (二) 本件登録意匠(一)と被告意匠(一)Aとの類否
  - (1) 形状

両意匠とも、紙によつて裏打ちされた布製の平板な壁張地である。

(2)...模様

ア 縞模様

両意匠とも、一定幅の均一な間隔をもつて形成された横縞模様を有し、横縞模様を形成する線は、やや縦長の隆起させた点状突起を、近接させて横に並べたものからなり、この突起は、概ね直線に近い一本の線を構成しうる程度の規則的な並べ方

となつていて、線の幅が二ないし三ミリメートルである点で同一である。横縞模様の間隔の幅は、本件登録意匠(一)が約二三ミリメートル、被告意匠(一)Aが約 二〇ミリメートルである点で異なるほか、前記両意匠の構成の認定に供した前掲各 証拠によれば、個々の点状突起の間隔が、本件登録意匠(一)より被告意匠(一) Aの方がやや広く、したがつて、被告意匠(一)Aの方が隣接する突起と接触して いるものの数が少ないことが認められる。 イ 地模様

両意匠の地模様は、前認定の構成において同一である。ただ、右認定に供した前掲各証拠によれば、本件登録意匠(一)は、被告意匠(一)に比べて緯糸がやや太く、太さむらの生じている部分が多く、また、升目が顔料によつて多少埋まつているまた。 る感じが強いけれども、その差異は、四〇センチメートル程度の距離を置いて観察 した場合においても、判然としないことが認められる。

(3) 色彩

両意匠とも、横縞模様を形成する線は、光沢のある明るいベージユ系の色であり、地模様は、光沢のないベージユ色である点において同一であるが、被告意匠 (一) Aの横縞模様を形成する線の方がピンクがかつており、また、地模様が明る い点において異なる。

- (4) 以上のとおり、両意匠は、形状、模様及び色彩のいずれの点においても類 似点が多く、その相違点は、壁張地という物品の意匠としては、いずれも微細なも のというほかないものであつて、両意匠を全体的に観察すると、両意匠は、美感を 共通にするものであり、したがつて、類似するものというべきである。 (三) 本件登録意匠(一)と被告意匠(一)Bとの類否 (1) 形状、模様は、右(二)(1)及び(2)と同様である。

  - (2) 色彩

両意匠とも、横縞模様を形成する線は、光沢があつて、地模様よりも明るい色で あり、地模様は、光沢のないやや暗いベージュ色である点において同一であるが、 横縞模様を形成する線の色が本件登録意匠(一)は明るいベージュ色、被告意匠

- (一) Bは白色である点において異なる。
- (3) 以上のとおりであるから、色彩についての相違点を考慮してもなお、右 (二) の場合と同様の理由により、両意匠は、類似するものというべきである。
- (四) 本件登録意匠(二)と被告意匠(二)との類否
- 形状 (1)

両意匠とも、裏打紙に顔料を配合したビニル樹脂組成物を塗工した平板な壁張地 である。

模様 (2)

## 抽象模様

両意匠とも、縦約一九ミリメートル、横約一五ミリメートルの下ぶくれの略菱形内に納まる植物風の抽象模様が、一定の角度をもつた方向に等間隔に散在させてプ リントされている点及びこの抽象模様は上中下の三つの部分からなり、その下部が 三本の小枝風の模様が左右と中央に下向きに垂れ下がつているものである点におい て同一である。もつとも、両意匠は、抽象模様を散在させた角度が約二度弱、模様 の間隔の距離が約二ミリメートル異なつているほか、抽象模様の上部、中部及び下 部の構成に前認定の相違点があるが、右相違点は、四〇センチメートル程度の距離 から観察した場合においても、必らずしも明確に認識できるものではない。 地模様

両意匠の地模様は、前認定のとおり、同一である。

(3) 色彩

両意匠の色彩は、前認定のとおり、同一である。

以上のとおり、両意匠は、形状、地模様及び地模様の上に描かれた抽象模 様の散在のさせ方並びに色彩が同一であるうえ、抽象模様が双方とも植物風であつて大きさ、形状がほぼ等しいのに対し、その相違点は、抽象模様の中の微細な点に関するものであるから、四〇センチメートル程度の距離から観察した場合において も、その相違点は、必らずしも明確に認識しうるものではなく、いずれも微細なも のであつて、両意匠を全体的に観察すると、両意匠は、美感を共通にするものであ り、したがつて、類似するものというべきである。

三 以上によれば、被告意匠(一)A及び(一)Bは本件登録意匠(一)の範囲 被告意匠(二)は本件登録意匠の範囲にそれぞれ属するものといわなければな らない。よつて、原告の請求は、理由があるから、これを認容することとし、訴訟 費用の負担について民事訴訟法八九条、仮執行の宣言について同法一九六条一項の 規定を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 清永利亮 小林正 若林辰繁)

目録 (一) A

<12766-001>

目録 (一) B <12766-002>

 < 12766-002</td>

 目録 (二)

 < 12766-003>

 < 12766-004>

 < 12766-005>

 < 12766-007>